

金融監督庁検査部審査業務課担当官 殿

警察庁金融・不良債権関連事犯対策室

金融検査マニュアル検討会「中間とりまとめ」に係る意見の送付について

見出しの件については、別紙のとおり、金融検査マニュアル検討会「中間とりまとめ」に係る意見を送付します。

第1 「法令遵守体制の確認検査用チェックリスト」について

1 「Ⅰ 法令等遵守体制の整備・確立状況」の「4. 基本方針等の存在チェック」について

(1) 「(3) 反社会的勢力への対応については、断固とした姿勢で臨んでいなければならない。」中の「断固とした姿勢」を「断固とした対決姿勢」に改め、末尾に「また、その際、金融機関の信用を損ねる恐れがあること、関係役職員の身体的安全や生活の平穏等を害する恐れがあること等を理由に対決姿勢が續くことのないよう基本方針等に明記していなければならない。」を加えるべきである。

(2) 「(4)」の末尾に、次の文章を加えるべきである。

「特に、

ア 犯罪に利用される恐れのある反社会的勢力との取引関係につき、既往のものを把握して速やかに解消し、また、新規の取引開始を断絶するために、代表取締役以下当該金融機関を挙げて組織的に対応すること

イ 反社会的勢力との直接対応に臨む際は、事前に組織としての対応方針を決めておくこと、直接対応の場面では既定の方針を相手に告げるだけで足り、相手を納得させたり、担当者が判断力を働かせる必要はないこと

ウ 警察、弁護士と連携、協力すること
を規定していなければならない。」

2 「Ⅱ、法令等遵守すべき事項（行動規範）の既定・整備状況」の「(2)」について

末尾に「また、「コンプライアンス・マニュアル」の中で、暴力団、総会屋等反社会的勢力の掌議をできる限り明確にし、また、反社会的勢力が推薦・紹介する親族その他の人又は法人にも利益を供与してはならないことを明確に規定していなければならない。」と加えるべきである。

3 「Ⅲ、遵守体制（態勢）が機能しているか否かのチェック体制の整備状況」の「2. コンプライアンス等の法務問題の一元管理体制の整備状況」について

(1) 「(2)①」の末尾に「特に、反社会的勢力からの接触、不祥事等に係る報告が定期的に行われるように実施要領、様式等を規定していなければならない。」と加えるべきである。

(2) 「(2)② 統轄部署と各業務部門及び営業店等との連携を図っていなければならない。」を「統轄部署は、各業務部門及び営業店等毎の受持担当者を決めてコンプライアンスに関する研修の実施状況等の調査のため赴かせたり、随時の連絡、相談に応じさせるなど、各業務部門及び営業店等との日常的な接触及び連携を図っていなければならない。」に改めるべきである。

(3) 「(2)③」の後に「④ 統轄部署は、反社会的勢力と対決するため、定期的な連絡や随時の相談を通じて警察と連携していなければならない。また、各営業店等に対して、

当該営業エリア等を管轄する警察と連絡、相談を緊密に行うよう指導しなければならない。」を加えるべきである。

- (4) 「(4)③」中の「必要に応じて、警察へ通報を行っていないなければならない。」を「**刑罰法令に抵触している恐れのある事実については、金融機関の信用問題や関係役員等の身体的安全、生活の平穩等を衡量することなく、速やかに警察に通報を行っていないなければならない。また、不祥事件等に係る財産的被害の弁済が可能であること等を理由に通報を行わない例外を設ける場合は、その基準を明確に規定していなければならない。**」に改めるべきである。

第2 「事務リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」について

「Ⅱ. 監査及び問題点の是正」の「3. (1)①」の「不祥事件については、監督当局への報告（場合によっては警察等への通報）を行い、」を「**不祥事件については、監督当局への報告（刑罰法令に抵触している恐れのある事実については金融機関の信用問題や関係役員等の身体的安全、生活の平穩等を衡量することなく速やかに警察への通報を行うなど関係機関等への通報）を行い、**」と改めるべきである。